

学校生活のきまり

1 登下校

- (1) 始業時刻は年間を通じて午前8時50分である（余裕をもって5分前までに教室に入る）。
- (2) 通学路は安全な道を選ぶ。特に下校時は、明るくて人通りのある道を通るようにする。
- (3) 自転車通学をする生徒は、学校の自転車車体検査を受ける。
- (4) 電車・バス利用者は届け出をする（生徒個票に記入）。
- (5) 自転車・徒歩ともに通学途中は交通ルールを守るとともに、スマートフォンの操作やイヤホンの装着を禁止する。
- (6) 特別な理由がない限り、自動車での送迎はしてもらわない。また、校内への自動車の乗り入れは安全面の配慮から禁止とする。
- (7) 下校時刻は、以下のとおりに定めるが、部活動等により帰宅時間が遅くなることもある。
4月～9月：午後6時
10月～3月：午後5時（但し、12月は午後4時30分）
- (8) 特段の理由がない限り、下校の途中で飲食店・遊戯場などに立ち寄らない。

2 校内生活

- (1) 日課に定められた時間を守り、教室移動等は放課の間に行動し終わる。
- (2) 授業の「始め」と「終わり」には、クラス・系列ごとにまとまってあいさつする。
- (3) 上履きはそれぞれの場所で指定されたものを使用する。体育館は体育館シューズ、実験室や調理室は備え付けのスリッパに履き替える。実験実習では各系列で指定された実習服等を使用する。
- (4) 校内スリッパは本校指定学年色のものを使用する。
- (5) 外来者には、礼儀正しくあいさつや会釈をする。
- (6) 他者に対しては、礼儀を心得た態度と言葉遣いで対応する。
- (7) 以下の活動をするときは、事前に許可手続きをとる。
 - ア 学校施設、備品を使用するとき
 - イ 校内にチラシ、ポスター等を掲示するとき
 - ウ 印刷物の発行及び集会を開くとき
- (8) 校内で生徒同士による物品等の売買を禁止する。
- (9) 他人の教室や特別教室へは不要に立ち入らない。
- (10) 個人の持ち物には必ず記名をして、盗難にあわないように注意する。
- (11) 貴重品はできる限り持ってこない。やむを得ず持ってきた場合は、各自のロッカーで鍵をかけて管理する。
- (12) 学校内は常に清潔に保つよう心がけ、風紀の保全に害のある物品は持ち込まない。
- (13) 嗜好品や遊戯用品の持ち込みを禁止する。
- (14) 災害や事故の発生に注意し、万一の場合は緊急放送の指示に基づいて、速やかに行動する。

3 校外生活

- (1) 高校生としての自覚と責任をもって節度ある行動を心がける。
- (2) 外出する時は、華美でない服装を選び、行き先・帰宅時間等を家族に告げておく。
なお、深夜10時以降については、やむを得ない場合を除き外出をしない（夜11時以降～日の出前までの外出は、愛知県の条例で禁止されている）。
- (3) 生徒同士が相互の家で宿泊しない。事情があれば必ず保護者の同意を得る。
- (4) 好ましくない場所の出入り、飲酒・喫煙、薬物乱用、賭博行為はしない。
- (5) アルバイトは禁止とする（アルバイト特例措置参照）。
- (6) SNSなどの使用は、情報モラルを守り正しく利用する。
- (7) 校外で不測の事故にあった場合や、警察等に補導・注意されたときは、できる限り速やかに学校へ連絡する。
- (8) 交通事故にあった時は、落ち着いて以下のことを行う。

ア 被害者の場合

- ・相手の名前、電話番号、住所を確認する。「大丈夫です」で済まさない。
- ・相手が自動車等であれば、登録番号（ナンバープレート）を確認する。
- ・保護者や学校へ連絡する。

イ 加害者の場合

- ・①（その場で）止まる。
- ・怪我をしていたら救助する（救急車の要請等）。警察へ通報し、家庭と学校に連絡する。

4 特別指導

下記の行為は特別指導に該当する。また、法に触れる行為で社会的に許されない行為は警察と連携して対応する。

授業妨害、考査での不正行為（カンニングやスマートフォン所持など）、器物損壊、金銭の貸し借り、怠学、深夜徘徊、無断アルバイト、喫煙（同席や帮助、喫煙具所持含む）、飲酒（同席含む）、窃盗・万引き（同席含む）、自動車学校（無断入校や誓約書違反など）、「四ない運動」違反、無免許運転、不健全娯楽、不純異性行為、薬物乱用、暴力暴言・関与、恐喝・脅迫、刃物等所持、横領・故買行為、不正乗車、人権侵害行為（いじめやインターネット上での誹謗中傷など）、情報モラル違反（盗撮やなりすましなど）、性犯罪等
※ その他、高校生としてふさわしくない行為についてはその都度判断する。

(1) いじめ

いじめは、人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体、生命、財産の安全を脅かす犯罪行為になる。また、インターネット上やSNSを使用した人権侵害行為も同様である。これら行為が悪質な場合は警察に届ける。

(2) 性犯罪や盗撮等

無条件で警察に届ける。

5 四ない運動

- ① 免許を取らない。
- ② 車に乗らない。
- ③ 車を買わない
- ④ 他人の車に乗せてもらわない。

※「四ない運動」を守らない場合は厳しい指導を行う。

6 自転車通学

自転車での通学を許可する。但し、自転車通学に際しては、以下の内容を必ず守る。守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。

- ① 車体検査を受けて許可を得た自転車に規定のステッカーを貼り、クラスの駐輪場に置く。駐輪時は必ず施錠する。錠はツーロックを推奨する。
- ② 車体整備（ベル、ブレーキ、ライト、反射鏡、鍵など）を行う。ハンドルの変形や改造は不可。
- ③ 防犯登録がされていること。
- ④ 傘さし運転は、禁止とする。雨天時は雨合羽、レインウェア等を着用する（雨合羽は、許可に必要）。
- ⑤ ハブステップがついていないこと（両立スタンドが望ましい）。
- ⑥ ヘルメット着用を各家庭の努力義務とし、特に理由のない限り着用する。また、自転車点検ではヘルメットの有無を確認する。
- ⑦ 自転車を買替えた場合は、生徒指導室で再度ステッカーを購入する（150円）。
- ⑧ ロードバイクやクロスバイク等のスポーツバイク、電動自転車、電動キックボードは、安全面や防犯面から許可していない。
- ⑨ 次のような危険な行為をしない。
 - ・ 交通規則違反：信号無視、一時不停止、遮断踏切立入り、ブレーキ不良自転車運転、スマートフォン操作、イヤホン装着
 - ・ 通行に関する違反：車道の右側を通行、禁止区間の通行、歩行者妨害
 - ・ 安全運転義務違反：2人乗り、傘さし運転、ながら運転、夜間無灯火運転等

7 アルバイト

アルバイトは禁止とする。また、無断アルバイトは特別指導となる。

(1) 許可しない理由

- ア 学校生活に全力を尽くし、進路実現を目指してほしい。
- イ 高校生としては好ましくない生活習慣及び金銭感覚が身に付く可能性がある。
- ウ アルバイト生徒に対する社会的な安全性が保障されていない場合が多い。

(2) 特例措置

経済的な事情で、本人がやむを得ず家計を助けなければならない場合はアルバイトに関する特例措置の条件を確認する（アルバイトに関する特例措置参照）。

8 学生割引証交付

学生割引証は本来、修学上の経済的な負担の軽減と学校教育振興への寄与を目的としている制度であり、以下の条件に基づいて交付される。

(1) 交付が可能な場合

- ア 帰省等の家族旅行
- イ 社会見学を目的とする旅行
- ウ 進路選択のための情報の収集を目的とする旅行
- エ ラーケーションを目的とする旅行

(2) 交付ができない場合

- ア 遊びを目的とした旅行
- イ 旅行日が出校日と重なる場合
- ウ 事務手続に必要な期間（旅行日の2週間前）までに申請しなかった場合

上記8(1)アからエに該当し、学校が適当と判断した場合に学生割引証を交付する。希望する生徒は事務室・職員室にある「学生割引証交付願」、「私事旅行願」に記入し、HR担任経由で生徒指導部に提出する（日帰り旅行であっても学割の交付を希望する場合は「私事旅行願」が必要となる）。

9 欠席・遅刻・早退等

(1) 欠席

- ア 欠席する場合は、保護者からきずなネットで学校に理由をそえて連絡する。
- イ 無届及び欠席の理由に不審のある場合は、保護者と担任が連絡をとり、適切な指導をする。校外行事への参加や入学試験・就職試験等の場合は、欠席とはならない。
- ウ 忌引き、感染症（インフルエンザ等）は届出によって「出席を要しない日」として扱う。忌引きは、父母7日、祖父母及び兄弟姉妹3日、三親等1日以内の日数とする。また、移動日が必要な場合は、欠席とせず忌引きの日数に含める。

(2) 遅刻

- ア 体調不良や通院等で遅刻をする場合は、欠席の場合と同様に学校へ連絡をする。
- イ 始業チャイムの鳴り始めに教室にいない生徒は、「遅刻」とする。
- ウ ST時に入室した場合は、担任に理由を申し出て着席する。ST終了後に職員室へ行き「入室許可証」を発行してもらい、第1限目の教科担任に許可証を示し、サインをもらう。
- エ ST終了後以降に登校した生徒は、職員室で「入室許可証」を受け取ってから教室に入り、教科担任に許可証を示し、サインをもらう。
- オ 「入室許可証」は、帰りのSTまでに担任に提出する。
- カ 遅刻理由が不審で回数が多い場合、担任は保護者に連絡を取り注意する。

(3) 早退

- ア 傷病等で早退する場合は、保健室にて養護教諭の許可を得る。
- イ 家事の都合で早退する場合は、事前に保護者より連絡をしてもらう。
- ウ 職員室で「早退届」を記入し、「早退許可証」を受け取ってから早退する。
- エ 帰宅後、速やかに保護者あるいは本人が学校（HR担任）に連絡する。

- (4) 外出
 - ア 始業（午前8時50分）から終業（午後3時40分）までに、個人的に校外に出ることは認めない。
 - イ 特別な理由で外出する生徒は、HR担任に申し出て「外出許可」を受ける。
- (5) 欠課
 - ア 授業に出席していない生徒は、欠課とする。
 - イ 正当な理由のない欠課（無断早退等）は、怠学となり特別指導の対象となることがある。

10 スマートフォン・携帯電話

- (1) 登下校の際は、スマートフォンの操作やイヤホンを装着する行為を禁止する。
- (2) 遊びを目的としたスマートフォンの使用を禁止する。
- (3) スマートフォンや携帯電話は、朝のST開始から帰りのST終了までは使用を禁止する。この時間帯は、電源を切り、カバンの中にしまう。
- (4) 朝のST前、帰りのST後の使用（家庭への連絡等）は、教室内及び校門の外に限る。
- (5) 違反行為が発覚した場合は、反省文、保護者来校などの段階的な指導を実施し、改善がみられない場合は、特別指導とする。

身だしなみ規定

身だしなみは、清潔で美しく、端正であることを旨として、以下のとおり定める。

1 制服

- (1) 男子
 - ア 冬季：学校指定の上下服、長袖カッターシャツ（冬用）及びネクタイ、学校指定のセーターとする。
 - イ 夏季：学校指定の夏用スラックス、半袖開襟シャツまたは長袖カッターシャツ（冬用）とする。
 - ウ 合服：組み合わせは、以下の(ア)、(イ)とする。
 - (ア) 長袖カッターシャツ（冬用）、冬用スラックスの上下服及びネクタイとする。
 - (イ) 長袖カッターシャツ（冬用）、夏用スラックスの上下服とする。
- (2) 女子
 - ア 冬季：学校指定の上下服（冬用スカートまたは冬用スラックス、冬用キュロットスカート）、冬用長袖ブラウス及びネクタイ、学校指定のセーターとする。
 - イ 夏季：学校指定の夏用スカートまたは夏用スラックス、夏用キュロットスカート、学校指定の夏用半袖または夏用長袖ブラウスとする。
 - ウ 合服：組み合わせは、以下の(ア)、(イ)とし、夏服と冬服を組み合わせず着用しない。
 - (ア) 冬用長袖ブラウス、冬用スカート（または冬用スラックス、冬用キュロットスカート）の上下冬服及びネクタイとする。
 - (イ) 夏用長袖ブラウス、夏用スカート（または夏用スラックス、夏用キュロットスカート）の上下夏服とする。
- (3) 期間
 - 着用期間は各自の判断とする。以下の期間を衣替えの目安とする。
 - ア 冬季：概ね11月～4月末とする。
 - イ 夏季：概ね5月～10月末とする。
 - ウ 合服：春季は概ね5月～6月末、秋季は概ね9月から10月末とする。

2 防寒具

- (1) 使用期間
 - 各自の判断に任せる（概ね11月から4月末）。なお、指定のセーター、ひざ掛け以外の防寒具は、登下校時の着用に限る。

(2) 許可する防寒具

防寒コート、指定の黒色セーター、マフラー、手袋、ひざ掛けとする。市販のセーター、カーデ
ィガン、ベスト及びレッグウォーマーは許可しない。

ア 防寒コート

防寒コートは、必ずブレザーの上から着用すること。また、以下の条件を満たすものとする。

- ・色 黒、紺、茶、グレー、ベージュ、白の単色で華美でないもの
- ・長さ 膝までの長さのもの
- ・その他 革（毛皮、人口皮革を含む）やビニールコーティング製品及びカバンや
ロッカーに収納できない製品は、許可しない。

イ マフラー（ネックウォーマーを含む）や手袋

華美でなく、交通安全上、危険のないものとする。

ウ ひざ掛け

教室内での使用を許可する。腰に巻いたりしない。

3 頭髪

自然な状態で整えられており、清潔感のある高校生としてふさわしい端正な頭髪であること。

(1) 禁止する頭髪

ア パーマ、モヒカン、アシンメトリー、マンバンヘア、人工的な加工（付毛等）

イ 染色や脱色（ヘアアイロンやドライヤーの使用による変色を含む）

ウ 整髪料使用による不自然な髪型

エ ツーブロックは、刈り込み部位を額半分程度の高さまでとし、その高さ以上の刈り込みや長さ
3mm以下の刈り込みを禁止する。

オ カチューシャ、シュシュ、ヘアクリップの使用を禁止する。

カ 男子は、ピン留めやゴムで束ねる行為も禁止する。

(2) 長さの限度

限度内であっても清潔感のある頭髪を心掛けること。

ア 男子

- ・前髪 眉毛の下から出ない。
- ・横髪 耳の輪郭上部が毛髪で隠れない。
- ・びん 耳たぶより下がらない。
- ・後髪 カッターシャツや開襟シャツの襟にかからない。

イ 女子

- ・前髪 眉毛の下から出ない。
- ・横髪、後髪 授業や実習で邪魔になる場合は、華美でないゴムでの束髪を勧める。

4 その他

(1) 化粧・整形手術等

ア 眉毛、まつ毛の不自然な加工やヒゲ、化粧、マニキュア、カラーリップ、ピアスの穴を開ける
等の行為、ピアス、ネックレス、指輪、イヤリング等の装身具の使用を禁止する。

イ コンタクトレンズは無色とし、カラーコンタクト、ディファインの使用を禁止する。

ウ アイプチ、二重まぶた手術、整形目的の外科的手術を禁止する。

(2) カッターシャツやブラウス類の下に着用するインナーウェア類

派手な原色、柄もの、シャツやブラウス類の着用に差し支えるもの、襟元から出るものは、着用
しない。

(3) 通学用靴

黒や茶の革靴または運動靴で華美でないもの。

(4) 靴下

ア 黒、紺、白色等の単色（ワンポイントやラインは可）で派手でないもの。

イ 女子のストッキングは、ベージュまたは黒色とする。

ウ レッグウォーマーは、許可しない。

- (5) 雨具
自転車通学者は、雨合羽を着用する。雨合羽の指定品はないが、前方の視界を遮らないものにする。傘さし運転は道路交通法違反であるため、自転車通学者は必ず雨合羽を用意する。
- (6) カバン類
ア 通学用カバンに指定品はないが、華美でないバッグ類を使用する。また、華美な装飾品をつけることを禁止する。
イ 他の高校の指定バッグは、使用しない。
- (7) ベルト
華美でないものとする（黒色など制服と調和するもの）。編み込みのベルトは禁止する。

アルバイトに関する特例措置について

1 基本的な方針

本校ではアルバイトを禁止しており、この特例措置はアルバイトを届出制へ変更したり推奨したりするものではない。

また、本校に無断で就業した場合は特別指導の対象となるので注意する。

下記の(1)(2)(3)(4)の条件を本人・保護者が理解し、同意した場合にのみアルバイトを許可する。

- (1) 経済的な事情で、本人がやむを得ず家計を助けなければならない場合で、下記ア～ウのいずれかに該当する場合
ア 高等学校等奨学給付金を受けている家庭（就学支援金とは別）
イ 地方自治体、財団、団体の奨学金を受けている家庭
ウ その他、個別の事情で家計維持及び生徒の学校生活の継続が著しく困難な家庭
- (2) 就業に係る生徒の生活管理については保護者が責任を負うものとする。
- (3) 下記3の許可条件等(1)～(9)及び下記4に違反した場合は、許可を取消す。
- (4) 追試及び欠課過多（教務指導該当）、また特別指導に該当する生徒は相談のうえ、許可を取り消す場合がある。常日頃から学習面、生活面ともに鶴城生にふさわしい学校生活を送ること。

2 申請の手順

- (1) 保護者は、上記1(1)のア～ウのいずれかに該当し、許可を申請する場合はHR担任へ申し出る。
- (2) 保護者は、HR担任及び生徒指導部員（アルバイト相談係）と面談を行い、「アルバイト許可願」と「誓約書」を受け取る。その際、HR担任は、上記1(4)に該当していないか確認をする。（上記1(1)のウに該当する場合は、HR担任及び生徒指導主事と面談を行う。）
- (3) 保護者は、生徒と連名で「アルバイトに関する特例措置」を遵守することを「誓約書」にて明示し、「アルバイト許可願」とともにHR担任に提出する。
- (4) 申請の内容が適切かつ妥当であると認める場合、校長は「アルバイト許可証」を発行する。

3 許可条件等

- (1) 労働環境
 - ・労働基準法を遵守している職場であること。
- (2) 禁止期間
 - ・考査時間割発表日から考査最終日の前日までの期間は禁止とする。
- (3) 就業時間
 - ・学校生活に支障がない時間で最長午後9時までとする。
- (4) 就業環境
 - ・居住地域に近く、自転車や公共交通機関等、独力で通勤できる場所とする。

- (5) 禁止業務
 - ・危険を伴う作業
 - ・飲食店や旅館などの接客業
 - ・宿泊を伴うもの
 - ・安全上・教育上好ましくない業務と判断できるもの
- (6) 成績不振
 - ・保護者は、生徒が追試に合格するまでアルバイトを一時停止させる。
- (7) 許可証
 - ・「アルバイト許可証」が交付されるまで就業しない。
- (8) 許可期間
 - ・許可する期間は、次年度の4月末日までとする。
- (9) 継続、変更
 - ・次年度も継続を希望する場合や就業先を変更した場合は、再度申請する。
- (10) 保護者へのお願い
 - ア 生徒本人とともに事業所と面接（話し合い）を行い、従事する業務内容、就業時間、就業場所以を具体的に把握するようにしてください。
 - イ アルバイト期間中に発生した事故や体調不良等については速やかに学校へ連絡してください。また、申請事項に変更が生じた場合も同様をお願いします。
 - ウ 家庭の事情で、上記「3 許可条件等」の(2)、(6)に係るアルバイトの禁止及び停止が困難な場合は学校まで相談してください。

4 取消措置について

特別指導、欠課過多（教務指導）、身だしなみに関する指導無視（複数回注意されたが改善がみられない等）に該当する場合は相談のうえ、取消措置とする。

5 その他

- (1) 1年生は、学校生活に慣れることを最優先に考え、申請の受付開始日を第1学期保護者会初日とする。
- (2) 上記1(1)のウに該当する場合は、許可基準の公平性や客観性を保つため、申請理由が具体的にわかる書類等を提示する。
- (3) アルバイト許可証交付までは、1か月程度を要する。
- (4) この特例措置の運用開始は令和6年4月1日とし、令和6年度以降入学生及び在校生で新規に申請する者を対象とする。
- (5) この特例措置に関するお問い合わせや相談は、教頭までお願いします。
☎ 〈0563〉57-5165

※ 補足

- (1) 上記3(5)「禁止業務」飲食店や旅館などの接客業についての詳細
 - ア 飲食店では、厨房内での調理補助や皿洗い等を許可するが、料理の提供やホールに出ることは許可しない。
 - イ 小売店（コンビニ、薬局、スーパーなど）では、レジ業務やカウンター越しの対面販売を許可する。
- (2) 上記3(6)「成績不振」の一時停止の期間
教務指導を受けた日から追試の合格が発表された日までとする。